第3回農地法制の在り方に関する研究会

「富士宮市富士山景観等と 再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」

富士山の景観を守る富士宮市の取組

~富士山の景観や自然環境は次世代につなぐ富士宮市の宝です~

静岡県富士宮市 環境企画課 環境エネルギー室

静岡県富士宮市農業委員会



太陽光・風力発電設備の設置抑止の取組 (要綱と条例)

- 平成24年9月1日「大規模な太陽光発電設備及び風力発電設備の設置 に関する取扱いについて」(要綱)
- 平成27年7月1日「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電 設備設置事業との調和に関する条例」
- ⇒富士宮市は、2段階の抑止施策を行った。



「大規模な太陽光発電設備及び風力発電設備の設置に関する取扱いについて」

(平成24年9月1日施行)

- 抑止の取扱いとは・・・
- 「一定の規模以上の太陽光及び風力発電設備について、
 - 一定の地域には設置しないでください。」
 - 一定の規模とは・・・太陽光発電パネル総面積1,000㎡超 風力発電は高さ10m超
 - 一定の地域とは・・・「抑止地域」として指定した地域 富士宮市域の約75%

思いとどまってほしい = 「抑止」のお願い



大規模太陽光発電設備設置に係る 条例の検討

条例・・・議会の議決を経て定める法令で、法律の範囲内 で制定するもの。

<条例化に向けての検討>

抑止の取組=「お願い」であるが、土地の事実上の規制であった。

平成25年6月に富士山が世界遺産登録に!

- ※抑止の取組をより明確に、法的に位置づけたい
- ・・・具体的なイメージを、景観担当課、土地利用担当課、世界遺産 担当課、環境エネルギー担当課等でまとめ、協議を進めた。



土地利用指導について

【富士宮市の土地利用制度とは】

- ●昭和50年代後半のリゾート開発で、朝霧高原にゴルフ場計画が多く上がった。
 - ⇒土地の適正な利用を目的とし、総合計画との連携を図るため、富士宮市独自 の土地利用計画を策定した。

開発の適否判断の根拠として・・・

【土地分級】

- ・富士宮市の土地利用制度について、土地利用の方向性を示したもの。
- 土地の自然的性質等を考慮し、色付け。
- ⇒富士宮市の土地利用の方針を定めたもので、その土地に見合った利用を 誘導するものである。



土地分級とは・・・

【土地について、8つの要因から調査】

- ① 地形・地質(地盤・傾斜等) ② 土壌 ③ 植物・動物
- ④ 災害危険要因(土砂災害・富士山噴火) ⑤ 水(水源・水源集地域)
- ⑥ 歴史的環境要因(文化財) ⑦ 既存計画(基盤整備) ⑧ 法的土地規制

これらの要因から地域区分を診断調査



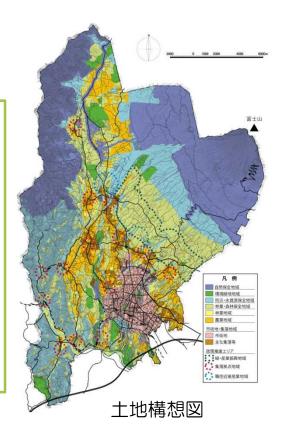
【凡例】

『自然保全地域』・・・良好な自然環境の保全・整備を図る。

『環境緑地地域』・・・緑地環境の保全・整備を図る。

『防災・水資源地域』・・・土地の形質変更の規制、水の量的 質的な保全、水害防止を図る。

⇒ 7つの地域区分に色分け





条例の概要と特徴

「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー 発電設備設置事業との調和に関する条例」 (平成27年7月1日施行)

<条例の概要>

■ 目 的:富士山の景観や豊かな自然環境、安心安全な生活環境の保全と

形成と、再生可能エネルギーとの調和を図るため。

■ 対象設備: 太陽光モジュールの総面積が1,000㎡を超えるもの

風力発電設備の高さが10mを超えるもの

内 容: 対象設備を市内で設置する場合は、市長への届出と同意を得な

ければならない。

抑制区域を定め、区域内での対象設備の設置には市長は同意

しない。

市長は、「立入調査」、「指導」、「勧告」、「公表」することができる。



条例の特徴

<特徴と新たなルール>

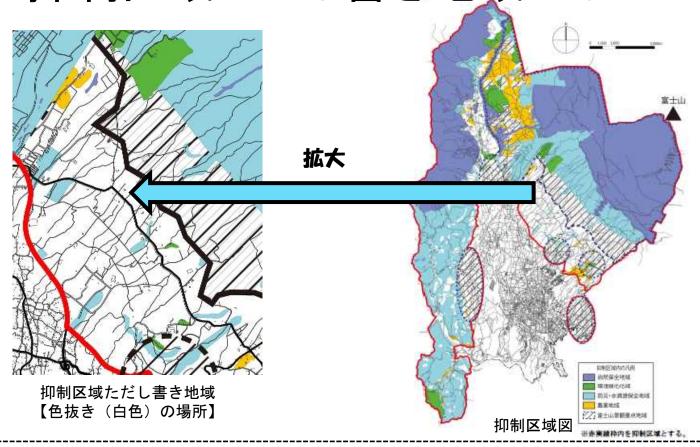
- * 市長への届出 + 市長の同意を得ること
- * 市長は「抑制区域」(大規模発電設備の設置を抑制する区域) を定めることができる。
- *「抑制区域」は、これまでの抑止地域を踏襲し、そのエリアでは原則的に「市長は設置に同意しない。」
- *立入調査、指導、勧告制度 ⇒ 従わない場合は「公表」する。

<法的な整理>

- * 財産権の侵害では?・・・最高裁判例等により、弁護士とも相談。
- * 条例の合理性を高めるため、土地利用制度、土地分級を抑制区域に取り入れた。
- * 抑制区域に、「ただし書き区域」を設定。



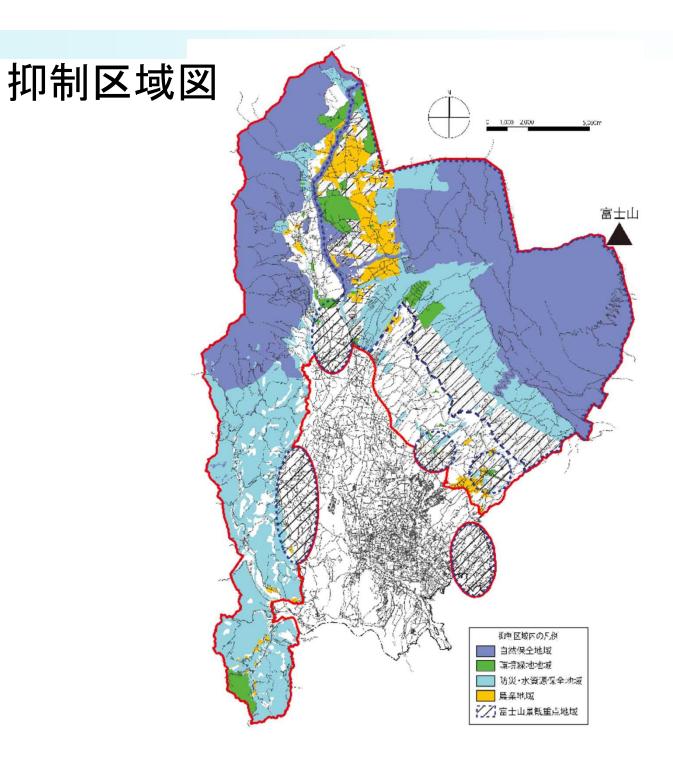
抑制区域ただし書き地域とは



- * 抑制区域内であるが、大規模太陽光発電の設置については、「市長が同意することもありうる」地域。
- *総合計画の土地利用の「産業誘導ゾーン」でもある。

土地利用制度との整合性を高め、抑制区域の説明の合理性を高めた





小規模な再生可能エネルギー発電設備設置 事業に関するガイドライン

(平成27年7月1日施行)

<概要>

■ 目 的: 条例の適用除外事業についても、各地域が有する自然や景観特

性を踏まえ、周辺環境等への一定の配慮を求める。

対象設備: 太陽光モジュールの面積が1,000㎡以下

風力発電設備の高さが10m以下

■ 内 容: パネルの色彩や設置位置、設備の安全性、撤去についてお願い

小規模な設備についても、景観への配慮や安全面の注意等を ガイドラインで行う。



地域や近隣等との問題が生じないよう呼びかけ



令和4年度

届出•同意件数

届出•同意件数			
種別	件数	区域	件数
同意	25	抑制区域	3
⊔, <u>e</u> v	۷.	夕 区域外	22
不同意	1	抑制区域	
取り下げ	3	3 抑制区域	
違反	1	抑制区域	1
	I	区域外	
年度別届出•同意件数	相談件数(直近)		
平成27年度	2	令和元	年 155
平成28年度	3		
平成29年度	0	令和2	年 75
平成30年度	3	令和3	年 68
令和元年度	7	令和4	年 108
令和2年度	2	令和5	年 13
令和3年度	5	ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ ᇎ	田に日ナフナ かてのよ

[※]営農型を含む太陽光発電設置に関するすべての相談件数

^{3 ※}違反件数は、公表まで行った件数



営農型太陽光発電の 農地一時転用許可審査に関する課題

静岡県では、県内農業委員会、県農業関係部署が参加する 「営農型太陽光発電事業に係る研究会」を県農業会議が主催

- 1 他自治体との情報共有の必要性
- 2 単収8割要件の基準となる「地域の平均的な単収」や 品質、生長の判断
- 3 許可後に下部農地営農者や周囲の営農状況が変わる可能性
- 4 違反や営農が不十分な場合の対応